

藤沢市災害廃棄物処理計画（素案） についてのパブリックコメント実施結果（案）

1 募集期間 平成29年11月9日（木）～ 平成29年12月8日（金）

2 意見の件数 17件

3 意見提出者数 5人

4 意見提出者の内訳

市内在住者	市内事業者	市内在勤者	市内在学者	利害関係者
2人	1人	2人	0人	0人

5 内容別の意見件数

項目	件数	計画へ反映した意見の件数
計画全体に関する意見	4件	1件
第1章 第2節 災害廃棄物処理の基本的事項に関する意見	3件	2件
第2章 第1節 災害発生時の組織体制に関する意見	3件	0件
第3章 第1節 がれき等の処理に関する意見	6件	2件
第4章 第6節 市民への啓発・広報に関する意見	1件	0件
合計	17件	5件

(意見及び市の考え方)

■計画全体に関する意見（4件）

(意見1) (計画へ反映)

全体としては適切なものと考えているが、気づいた細部に関して気づいた点に触れる。

この計画の主たる対象者／利用者／読者は、市職員を中心とする藤沢市の廃棄物にかかわっている方々であり、一般市民を直接的には読者として意識していないように見受けられる。そのこと自体は実態的にやむを得ないとしても、一般市民が読む場合も考えた、わかりやすい表現を心掛けるべき、といった観点からの意見でもあることを付記する。

(回答)

本計画については用語集を作成し、本文中においても用語集に説明を掲載している旨の表記を行い、わかりやすくいたします。

(意見2)

本計画は、当然のことながら、藤沢市が作る藤沢市全体についてのものであるが、その構成地域の性格を考えると、例えば、江の島や藤沢駅周辺といった、建築物や諸施設・整備の錯綜した地域については、別途の災害廃棄物処理計画／対策計画といったものが必要なのではないか。

(回答)

本計画は藤沢市全体の災害発生量を基に処理の方針を定め、迅速かつ適正に処理を進めるための計画であり、本市で発生した災害廃棄物は本市で処理を行うことになるため、地域別で処理の計画が変わることは想定しておりません。

(意見3)

災害時に大量に発生することが予想される災害廃棄物につきまして、迅速かつ適正に処理するために貴市が本計画を策定されることに賛同いたします。（同意見1件有り）

(回答)

災害時において本計画に基づき迅速かつ適正に処理できるよう努めます。

■災害廃棄物処理の基本的事項に関する意見（3件）

(意見1)

1－5頁、表1－1 最終欄の「し尿」の文面では、平常時からの汲取世帯の汲取りし尿は含まれていないように、読み取られるが、「家庭ごみ」同様に、含めるべきではないか。

(回答)

本計画においては、仮設トイレ等の「等」において平常時からの汲取りし尿を含めております。

(意見2) (計画へ反映)

1-6頁、本文4行目「なお、復旧時等においては、被害状況を考慮し、適切な処理期間を定めるものとします。」意味不明。「復旧時等」以外では、どうするのか。なぜそうするのか。

(回答)

初動対応時においては混乱しており、処理期間を変更することが難しいと考えておりますが、変更可能な場合もありますので、復旧時等に限定しないものとしたします。

(意見3) (計画へ反映)

1-9頁、表1-5 建物被害、火災、死傷者数について、被害規模の程度・強度を理解しやすくするために、それぞれ、例えば、全棟数〇〇に対し、平常年の年間出火件数に対し、平常年の年間死者数に対し、といった参照値を付記してはどうか。

(回答)

災害の規模につきましては、説明が必要であると考えておりますので、用語集-7に記載いたします。

■災害発生時の組織体制に関する意見(3件)

(意見1)

第2章の組織及び協力支援体制の件で提案です。災害発生時の人員の確保はかなり大変な気がします。特に近隣地区や県内での確保は災害が広範囲に渡る場合は特に難しいと懸念されます。そこで提案ですが、藤沢市近隣ではなく思い切って遠方地、例えば北海道とか沖縄ぐらいの場所とあらかじめ協定を結んでおいたらどうかと思います。ので検討してみてください。

(回答)

大規模災害においては県内からの人員確保は難しいと懸念しております。そのため、本計画においては、県を通じ環境省や D.waste-Net へ支援要請するフローを記載しているものです。なお、本市では災害時相互応援協定を松本市、岐阜市、山形市等と結んでおります。

(意見2)

また経験のあるOB職員を活用する案が記載されていますが、案で終わる可能性があるため具体的に登録し年に1~2回ぐらい招集をかけて訓練をしてみたら良いと思いますので検討願います。

なお経験のある方ならOB職員に限らず民間のOBの活用も検討に値するのではないかと思いますので一考願います。

(回答)

経験のあるOB職員を活用する案につきましては今後の取組の参考とさせていただきます。また、経験のある民間事業者のOB職員の活用につきましては D.waste-Net へ長期支援要請する際に参考とさせていただきます。

(意見3)

ボランティアの方々の活動中の怪我等、事故についても記載が必要と思います。

(回答)

藤沢市地域防災計画中、「災害救援ボランティア活動の推進」において災害救援ボランティアの受入体制及び環境の整備について記載をしております。なお、ボランティアを受け入れる際には社会福祉協議会のボランティア活動保険(天災タイプ)に入っていることを確認し対応して参ります。

■がれき等の処理に関する意見(6件)

(意見1)

P3-6 がれき等の収集・運搬について

発災直後より、建物や家屋の倒壊などによりがれき等が発生し、道路が寸断される可能性が高い。人命救助にあたる消防や自衛隊はもちろんのこと、当社を始めとしたライフラインの復旧に携わる事業者は、お客様への迅速な復旧作業が求められている。一刻も早い地域の復旧に向け、がれき等の撤去や収集が実際に円滑に実施されるよう、本計画を運用して頂きたい。

(回答)

早期復旧するためには災害廃棄物の処理が重要であると考えておりますので、本計画に基づき災害廃棄物を処理するよう努めます。

(意見2) (計画へ反映)

以前に、災害時における避難場所等のために、一時的に提供出来る土地(畑等)の申し受けが、あったと思いますが、仮置場としても、承諾があれば、可能ではないかと思いますが。

(回答)

仮置場確保・調整につきましてはp3-14、図3-5に記載しているものですが、⑥において、防災協力農地についても記載いたします。

(意見3)

P3-15 仮置場の設置・運営準備について

廃棄物の仮置き場については、地域防災計画の中で5か所が決定され運用することになっている。災害時は、当社をはじめとしたライフライン事業者も、復旧作業に向けた資材置き場の確保などが必要となる。地域防災計画と連携し、災害廃棄物以外でも必要とされる仮置き場も含め、円滑に運用できることを期待する。

(回答)

早期復旧するためには災害廃棄物の処理が重要であると考えておりますので、本計画に基づき災害廃棄物を処理するよう努めます。

(意見4) (計画へ反映)

廃棄物処理の流れの中で、防犯や交通警備といった業務も必要ではないかと思えます。

(回答)

仮置場の運営・管理の際に交通安全のための車両誘導員や不法投棄対策のための夜間警備員が必要であると考えておりますので、p 3-19、表3-25に記載いたします。

(意見5)

P3-49 焼却施設の強靱化について

石名坂環境事業所や北部環境事業所は、電力を災害時に地域へ提供されるなど強靱な施設として整備されている。地域の住民としては、近隣に災害に強い施設があることは非常に心強いと考えられるため、引き続き環境事業所の今後の整備にあたり（その他の公共施設を含め）更なる強靱化を進めて頂きたい。（同意見1件有り）

(回答)

藤沢市焼却施設整備基本計画において施設を整備するにあたり大規模災害時においても廃棄物の処理が行えるように、設備の強靱化を図り、また災害復興拠点として非常時の電力、熱源供給等の機能も有する施設とすることを定めております。また、公共施設については藤沢市公共施設再整備基本方針において公共施設の安全性の確保が定められております。

■市民への啓発・広報に関する意見（1件）

(意見1)

P4-3 市民への啓発・広報について

災害廃棄物が円滑に処理されるよう、平常時から啓発および広報活動を行うとされている。実際に大規模災害が起こると全てが混乱し、都市機能の麻痺も考えられる。特に断水時における家庭内でのし尿処理などは、被災直後から大きな問題となる。ついては、平常時より、トイレ対策とその処理方法、合わせて生ごみを出さない工夫などについて、行政や関連する市民団体、事業者などと協力し、市民向けに啓発を進めていただきたい。

(回答)

災害時におけるトイレ対策やごみの排出抑制については重要な事項と認識しております。現在、「ふじさわ防災ナビ」において非常時のトイレ使用方法について記載をしておりますが、防災訓練等他の機会においても周知に努めて参ります。また、今後、し尿の処理方法についても関連事業者と調整を図って参ります。